

元南監第28号
令和元年9月9日

南木曾町長 向井 裕明 様

南木曾町監査委員 古根



南木曾町監査委員 松原 崇文



- 平成30年度 財政健全化審査意見書
- 平成30年度 簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度 南木曾町宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度 南木曾町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度 南木曾町農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度 南木曾町浄化槽市町村整備推進事業特別会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条の規定により
審査に付された、平成30年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎と
なる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

平成30年度 財政健全化審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、全国町村監査委員協議会が定めた「標準町村監査基準」に基づいて、南木曾町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	記		単位：%
	平成30年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	20.0	
③ 実質公債費比率	6.5	25.0	
④ 将来負担比率	18.8	350.0	

(2) 個別意見

① 実質公債費比率について

実質公債費比率は 6.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。昨年度は6.9%であり0.4%小さくなった。公債費の縮減が図られたことにより、起債発行の許可が必要となる18.0%をも下回る水準を維持している。

② 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は18.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

昨年度の12.4%から6.4%上昇しているが、これは充当可能基金等の減少による。現状では特に問題がないと考えられるが、妻籠分館の建設、木曾広域ケーブルテレビ伝送路の光ケーブル化等の大型事業により起

債の発行が予定されることに留意する必要がある。
今後とも、地方債の早期償還に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

- 平成30年度 簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見
- 平成30年度 南木曾町宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度 南木曾町下水道事業特別会計経営健全化審査意見
- 平成30年度 南木曾町農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見
- 平成30年度 南木曾町浄化槽市町村整備推進事業特別会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、全国町村監査委員協議会が定めた「標準町村監査基準」に基づいて、南木曾町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

単位：%

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
簡易水道事業	—	20.0	
南木曾町宅地造成事業	—	20.0	
南木曾町下水道事業	—	20.0	
南木曾町農業集落排水事業	—	20.0	
南木曾町浄化槽市町村整備推進事業	—	20.0	

(2) 個別意見

特に指摘すべき事項はないが、引き続き的確な資金需要の把握を行うとともに安定した経営基盤の構築を望むものである。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。